

財務省第7入札等監視委員会 平成27年度第1回定例会議審議概要

開催日及び場所	平成27年9月28日（月） 金沢国税局 1階共用大会議室	
委員	委員長 西村 茂（金沢大学法学類 教授） 委員 中村 明子（松本洋武法律事務所 弁護士） 委員 舟橋 秀明（金沢大学大学院法務研究科 准教授）	
審議対象期間	平成27年4月1日 ～ 平成27年6月30日	
契約の現状の説明	平成27年4月～6月の契約実績	
抽出委員の選出	委員の互選により舟橋委員を次回抽出委員に選出。	
抽出案件	3件	(備考)
競争入札(公共工事)	1件	契約件名 : 金沢国税局3階事務室改修工事 契約相手方 : 株式会社 北陸工建 契約金額 : 7,344,000円 契約締結日 : 平成27年5月11日 担当部局 : 金沢国税局
随意契約(公共工事)	-1件	
競争入札(物品役務等)	2件	契約件名 : 平成27年度石川県内合同宿舎維持管理業務委託 契約相手方 : 株式会社 日立アーバンサポート 契約金額 : 42,184,800円 契約締結日 : 平成27年6月25日 担当部局 : 北陸財務局
		契約件名 : 松任集中簿書庫及び税務大学校金沢研修所の移転に伴う搬送等業務 契約相手方 : 株式会社 サカイ引越センター 契約金額 : 1,836,000円 契約締結日 : 平成27年4月23日 担当部局 : 金沢国税局
随意契約(物品役務等)	-1件	
応札(応募)業者数1者関連	1件	競争入札(物品役務等)の「平成27年度石川県内合同宿舎維持管理業務委託」案件に同じ
委員による意見・質問、それに対する回答等	以下のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	
その他	なし	

意見・質問	回答
<p>【契約一覧表】 ・金沢国税局 「平成27年度七尾西湊合同庁舎の常駐警備業務」において、「契約の相手方の商号又は名称及び住所」が「個人」となっているが、一個人と契約しているのか。 一個人である場合、都合が悪くなった場合などの代替はどうか。</p> <p>「平成27年度魚津合同庁舎の常駐警備業務」は、随意契約(物品役務等)であるが、随意契約で応札者2者とはどういうことか。</p>	<p>契約の相手方は、一個人ではなく、個人事業者である。 当該個人事業者は、複数の従業員を雇用しており、代替要員もいる。</p> <p>当初の一般競争入札における応札者が2者であったという意味である。 当案件は、一般競争入札において、再度の入札を実施しても落札者となるべき者がいなかったことから、会計法第29条の3第5項並びに予算決算及び会計令第99条の2により随意契約へ移行したものである。</p>
<p>【案件 1】 「金沢国税局3階事務室改修工事」</p> <p>契約相手方 : 株式会社 北陸工建 契約金額 : 7,344,000円 契約締結日 : 平成27年5月11日 担当部局 : 金沢国税局</p> <p>入札時に入札金額の内訳を記載した書類を提出することとなったのはいつからか。</p> <p>内訳書の提出の趣旨は何か。</p> <p>開札の際には、内訳書の内容をどこまで確認しているのか。</p> <p>提出された内訳書を見ると、業者により様式が相違している。様式を定めて提出させれば比較・検討ができてよいのではないか。</p> <p>内訳書から見て、入札金額の高い業者と低い業者との差は何であると考えるか。</p>	<p>公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改定があり、平成27年4月1日以降の公共工事の入札においては、入札金額の内訳を記載した書類を提出しなければならないこととなった。</p> <p>ダンピング受注の防止等のための措置として、入札金額の内訳を記載した書類を提出することとされた。</p> <p>開札の際には、内訳書に記載すべき事項の記載があるか、また、記載すべき事項に誤りがないかを確認している。 原則として、内訳書の提出がない場合及び内容に不備があった場合には、当該内訳書を提出した者の入札を無効とすることとしている。</p> <p>内訳書については、今回の御意見を踏まえ、今後は内訳書の様式等を定めることを検討していきたい。</p> <p>確たることは言えないが、全般的に金額に差が生じているため、特定の内容の差ではないと考えている。</p>

意見・質問	回答
<p>【案件 2】 「平成27年度石川県内合同宿舎維持管理業務委託」</p> <p>契約相手方 :株式会社 日立アーバンサポート 契約金額 :42,184,800円 契約締結日 :平成27年6月25日 担当部局 :北陸財務局</p> <p>当案件の入札参加資格対象業者数は何社程度あるのか。</p> <p>1者入札とならないために、県内の宿舎の地域等を分割して入札することはできないのか。また、北陸財務局としては1者入札改善のため、何か対策を行っているか。</p> <p>契約期間が4年間となっている理由を教えてください。</p> <p>予定価格内訳において、会計年度によって金額に違いがあるのはどういった理由か。</p> <p>契約期間中に消費税率が上がった場合どうなるのか。</p>	<p>対象となる「建物管理等各種保守管理」については、業務の範囲が広く、ビルメンテナンスや害虫駆除業者など建物維持管理業者以外の業者を含むことや、対象地域が東海・北陸地域のため、相当数となる。</p> <p>分割することによってスケールメリットが減少するというデメリットが生じることから、難しい問題であるが、当局としては県単位にするのが望ましいと考えている。 また、当局としては、メルマガ配信や、業者からの意見を聴くなど、1者入札改善のための対応を図っている。</p> <p>当業務は継続性のある業務であることから、財政法第15条の規定による国庫債務負担行為の最長年度である5箇年度間としているが、契約期間は、契約始期と終期の関係から4年間としている。</p> <p>それぞれの年度によって営業日数が相違していることから、金額が異なっているものである。</p> <p>新消費税率の施行前に業者と協議し、変更契約を行うことになる。</p>
<p>【案件 3】 「松任集中簿書庫及び税務大学校金沢研修所の移転に伴う搬送等業務」</p> <p>契約相手方 :株式会社 サカイ引越センター 契約金額 :1,836,000円 契約締結日 :平成27年4月23日 担当部局 :金沢国税局</p> <p>当該業務は、引越し業者が落札しており、平日の引越しなど、条件によっては非常に落札額が安価となることが判明した。次に引越し作業を発注する際には、今回の資料をきちんと残しておき、日程や時期などを参考にするとよいと思われる。</p> <p>簿書の搬送は、5月25日から6月5日までの間で土日を除く期間を指定しているが、続けて搬送した方が効率的なのではないか。</p>	<p>承知した。</p> <p>搬送する簿書は、重要な行政文書であり、職員が業者の車に併走して搬送する必要があるため、土日を除いた日を指定している。</p>